

# 治水

発行所

全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5(砂防会館内)

編集人 川野正隆

印刷所 株式会社 白橋印刷所

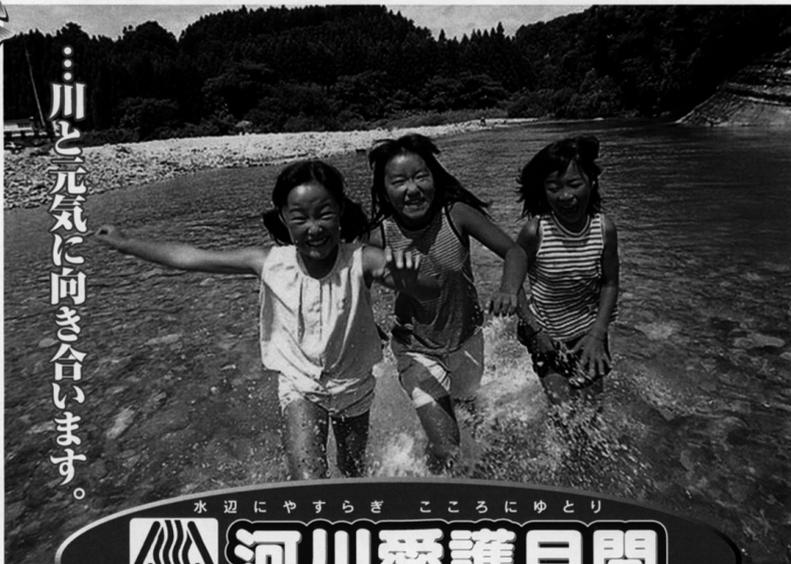
会費 (定価1部100円)

その他 一般 (定価1部150円)

毎月1回15日発行

川といっしょに生きてる 私たちの暮らしは、川の恵みと共にあります。  
強く、優しく、そしておだやかな川が好き。  
みんな水辺の子。だから……。

川と  
元気  
に向  
き合  
いま  
す。



水辺にやすらぎ ところにゆとり



## 河川愛護月間

川を  
やさ  
しく  
感じ  
いま  
す。



7月7日は  
川の日です

7 1

7 31

から まで

全国治水期成同盟会連合会は河川愛護月間に協賛しております。

## 会長就任挨拶

# 治水施設整備の推進に全力を尽くす



全国治水期成同盟会連合会会長  
参議院議員 陣内孝雄

6月5日に開催されました第53回通常総会におきまして、第9代会長に選任されました陣内孝雄でございます。

我が国は、明治29年に制定されました河川法により、本格的な治水施設の整備が進められてまいりました。しかしながら、近年の急速な都市化の進展に伴う人口・資産の集中による相対的な治水安全度の低下等、著しい社会環境の急激な変貌に加え、昨今の異常気象等にも起因して、21世紀に入った今日においても治水施設の整備率は、満足すべき状況にない現状であります。

当連合会は、昭和23年3月、治水事業の推進活動に大きな期待を担って設立されました。そして今日に至る半世紀以上に亘り、治水事業推進の活動を続けております。

当連合会が設立されました昭和20年代の我が国は、相次ぐ水害による復旧事業費の増加と、貧困な国家財政とによって河川改修予算が伸びず、抜本的な治水対策を望む国民の要請に応えることの困難な時代でありました。

このような時代を経て、今日、当連合会は、社会情勢の変遷に伴い、治水行政に対し提起される新たな多くの問題等、幾多の試練と闘いながら、国民の治水政策に寄せる大きな期待を国策に反映させるとともに、治水政策の推進に大きな役割を果たしているものと考えます。

今世紀において、「安全で安心できる国土」の早期実現のため、治水施設整備をはじめ水資源対策の強力な推進を政府に対し強く要請し、その速やかな実現が図られることこそ、当連合会の使命であります。

私は、その使命の重大なことを十分に認識し、これら治水関係事業の強力な推進がなされるよう全力を尽くしてまいり所存であります。

会員各位のご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げまして、会長就任の挨拶といたします。

# 平成13年度 河川愛護月間

……平成13年7月1日～7月31日……

## 平成13年度河川愛護月間の協賛について（依頼）

豊かで住みよい国土の建設を推進するための広報活動の一環として、河川を常に安全で適切に利用、管理する気運を高めつつ、地域の方々と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・創出を積極的に推進するため、河川愛護の思想について広く国民に周知徹底を図る運動を推進することとし、本年も7月を河川愛護月間と定め、別添実施要綱に基づき実施したいと思いますので、この運動の趣旨にご賛同の上、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、協賛名義の使用についてご異存がなければ、その旨のご回答をお願いいたします。

以上は、平成13年5月28日付け国河治発第26号により、国土交通省事務次官から当連合会会長あてになされた、平成13年度河川愛護月間の実施についての協力依頼の文書である。

当連合会は、6月5日付けで運動の趣旨に賛同し協力する旨文書により回答した。

## 平成13年度「河川愛護月間」実施要綱

### 1. 目的

この運動は、国民生活にうるおいを与える水と緑のオープンスペースとしての河川空間についての国民の関心の高まりにこたえるため、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域の方々と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・創出を積極的に推進するとともに、河川愛護の思想について広く国民に周知徹底を図ることを目的とする。

### 2. 期間

平成13年7月1日(日)から7月31日(火)まで

### 3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4. 後援

内閣府、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日

本民間放送連盟

### 5. 協賛

(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、(社)建設広報協議会、(財)河川環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)リバーフロント整備センター、(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会

### 6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出
- ・川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の高揚
- ・河川の適切な利用の推進

### 7. 推進標語

「水辺にやすらぎ 心にゆとり」

### 8. 実施要領

河川管理者は、地域の方々や関係行政機関と協力し、この月間中に、河川についての認識を深め、河川愛護の思想が広く国民に普及されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出

イ. 良好な河川環境の保全・創出

貴重な自然環境の保全や自然環境をより豊かにするため、地域の方々と河川管理者が協力して、河川環境の状況を点検する機会を設ける。また、地域の方々が主体となって、ボランティア活動として河川敷を植樹、花壇等に利用する活動等を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、川に係る市民団体、町内会等と協力しつつ、堤防、河川敷等に廃棄された紙くず、空き缶等の一斉ゴミ清掃等を行う。

(2) 川との関わりの再構築

イ. 地域の方々と協力した河川のふれあい点検等

地域の高齢者、障害者、子供を始めとしてすべての人々に親しみやすい河川空間にするため、地域の方々と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、イカダ、カヌー、Eボート等による川の水面利用が行われるようになっている。地域の方々による川の水面を体験する活動を支援するとともに、川の中から川を見る機会を積極的に設ける。

ハ. 川の案内人等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の案内人、川の遊びエキスパート」等の人材を育成し、それぞれの地域で子供に対して川での遊び方を教える等の活動を支援す

る。

ニ. 河川に関する地域住民とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土、様々な交流等とのつながりを有している。このため、川や流域に係る「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の高揚

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。機関誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域の方々、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体の育成・支援等

地域の方々の協力を得て、河川愛護団体の育成・支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の高揚を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種イベントの開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連動した講演会、シンポジウム等を積極的に開催するほか、河川に関する写真、絵画、作文等のコンクールを開催し、優秀作品は表彰、展示を行う等により、河川についての認識を深め、河川愛護思想の一層の普及を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用についての指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用・活用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

## 水防法の一部改正法成立

～6月6日 参議院本会議～

国土交通大臣に加えて、新たに都道府県知事が、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を、洪水予報河川に指定すること及び浸水想定区域の指定ができることとする「水防法の一部を改正する法律」が6月6日の参議院本会議において全会一致で可決、成立した。

これまでの制度では、国が管理する河川のみが予報の対象とされていたが、今回の改正により、都道府県知事において、中小河川についても洪水予報河川及び浸水想定区域を指定し、洪水予報が行えるようにした。



### <全水連だより>

## 第53回通常総会開催

……北海道厚生年金会館(札幌市)……

全水連では、平成13年6月5日(火)、札幌市中央区にある北海道厚生年金会館において、全国から会員及び関係者ら1700名余が出席し、第53回通常総会を開催した。

議事は、会長代行として指名をうけた白石勝洋副会長(久留米市長)により進められ、第1号議案「役員を選任」では、任期満了により辞任する坂野重信会長並びに田口清監事に代わり、陣内孝雄参議院議員の会長並びに奥本務高槻市長の監事就任が全会一致で承認された。

全役員を代表して、陣内会長が挨拶、奥本監事が紹介された後、規約に則り陣内会長が議長を務

め、第2号議案以降の議案が審議され、いずれも原案のとおり承認された。午後1時40分定刻に閉会した。

通常総会において承認された議案は次のとおりである。

1. 役員を選任について承認を求める件
2. 平成12年度事業報告
3. 平成12年度予算収支決算の承認を求める件
4. 平成13年度事業計画案の承認を求める件
5. 平成13年度予算案の承認を求める件
6. 最高顧問の推挙について承認を求める件

## 次期役員名簿

(任期 自 平成13年6月1日 至 同15年5月31日)

役 職	区 分	氏 名	現	職
会 長	新 任	陣 内 孝 雄	参議院議員	
副 会 長	〃	岩 井 國 臣	参議院議員	
〃	再 任	吉 田 修 一	東北直轄河川治水期成同盟会連合会会長	福 島 市 長
〃	〃	小 嶋 善 吉	中部直轄河川治水期成同盟会連合会会長	静 岡 市 長
〃	〃	白 石 勝 洋	九州治水期成同盟連合会会長	久 留 米 市 長
理 事	〃	林 芳 男	北海道治水砂防海岸事業促進同盟会長	滝 川 市 長
〃	〃	川 井 貞 一	宮城県治水協会会長	白 石 市 長
〃	〃	小 林 一 夫	埼玉県河川協会会長	熊 谷 市 長
〃	〃	荻 野 幸 和	富山県河川協会会長	黒 部 市 長
〃	〃	本 田 忠 彦	愛知県河川海岸協会副会長	西 尾 市 長
〃	〃	酒 井 哲 夫	近畿直轄河川治水期成同盟会連合会会長	福 井 市 長
〃	〃	林 興 平	島根県土木協会河川部長	邑 智 町 長
〃	〃	梶 田 與 一	四国治水期成同盟連合会副会長	大 洲 市 長
〃	〃	津 村 重 光	大淀川下流改修期成同盟会会長	宮 崎 市 長
〃	〃	川 野 正 隆	全国治水期成同盟会連合会事務局長	専 務 理 事
監 事	〃	佐 藤 武 一 郎	多田川改修促進期成同盟会会長	三 本 木 町 長
〃	新 任	奥 本 務	淀川右岸治水促進期成同盟会長	高 槻 市 長

任期満了により辞任する役員は次のとおりである。

役 職	氏 名	現	職
会 長	坂 野 重 信	参議院議員	
監 事	田 口 清	前宇治川・桂川改修促進期成同盟会会長	前久御山町長

